

下関市監査委員公表第9号
令和4年(2022年)3月4日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小野 雅弘
同 大賀 一慶
同 香川 昌則
同 小熊坂 孝司

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
豊北総合支所	市民生活課、建設農林水産課
教育委員会 教育部	学校支援課、学校保健給食課、生涯学習課 18公民館

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

教育委員会教育部 生涯学習課 18公民館	令和3年4月1日から同年10月31日まで
豊北総合支所 教育委員会教育部 学校支援課 学校保健給食課	令和3年4月1日から同年11月30日まで

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

教育委員会教育部 生涯学習課 18公民館	令和3年12月1日から令和4年2月28日まで
豊北総合支所 教育委員会教育部 学校支援課 学校保健給食課	令和4年1月1日から同年2月28日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

豊北総合支所 市民生活課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
豊北総合支所 建設農林水産課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
教育委員会教育部 学校支援課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
教育委員会教育部 学校保健給食課	
	[指摘事項] (1) 南部学校給食共同調理場における収入事務において、債務者が金融機関で納付した滞納分給食費を、誤って、当該調理場の窓口で納付を受けたものとして、金銭出納帳及び現金出納報告書に記載していた。また、現金で収受した当該調理場職員の給食費（8月分）について、当該調理場から所管課への「出納報告書」（8月分）の提出日は、当該給食費を金融機関に払い込んだ日の前日の日付となっており、齟齬が生じていたが、所管課は当該報告書について十分な確認をしないまま現金出納報告書を作成し、会計管理者に提出していた。所管課は当該調理場に対し、出納事務に係るチェック体制を強化するよう指導するとともに、下関市会計規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 中部学校給食共同調理場機械警備業務の指名競争入札に係る入札書について、当日入札に参加した代理人の記名押印がなかった。下関市契約規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>教育委員会教育部 生涯学習課</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 行政財産使用許可における使用料について、下関市行政財産使用料条例第4条第5号に規定する「その他市長が特に必要があると認めるとき」を適用し、全額減免を行っているが、この適用に関する意思決定を市長による決裁でなく部長の決裁で行っていた。適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 下関市子ども会連合会が市の行政財産の使用許可を受けて使用している青年の家多目的室の電気使用料を実費徴収するために設置している子メータの有効期限が平成23年8月までで切れており、計量法第16条第1項第3号の規定により、取引に使用し、また使用するために所持してはならないものであった。適正に管理されたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(3) 下関市連合婦人会等育成補助金について、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う補助事業の計画変更に伴い、概算払いにより支出した補助金のうち、不要となった一部の補助金が、補助金交付要綱では、補助事業完了後に補助金の額を確定した上で精算し戻入すると規定されているにもかかわらず、補助事業が完了する前に精算し戻入されていた。適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>(1) 下関市連合婦人会等育成補助金について、下関市連合婦人会等育成補助金交付要綱第3条に補助金の交付対象が規定されているが、「婦人会活動の健全な育成を図ることを目的として実施する事業」と記載されているのみで、具体的な対象経費が規定されておらず、実績報告の精査をどのように行っているか疑義がある。対象経費を明確にするため、要綱の見直しを検討されたい。</p>
<p>教育委員会教育部 18公民館</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 吉母公民館における使用許可事務について、次のような事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 通年で使用許可申請を行っている登録団体から、許可されている令</p>

<p>和3年5月8日の使用を取りやめる旨の連絡があった際に、年間予定表に公民館職員が「休み」と記入したのみで、中止届を提出させていなかった。</p> <p>イ 公民館の使用日に変更が生じた際に、下関市立公民館の設置等に関する条例施行規則第2条第3項に規定された公民館使用中止届を提出させることなく、公民館使用許可申請書の使用日を館長の訂正印で修正していた事例があった。また、修正された使用日も実際に公民館が使用された日と異なっており、規則に則った手続を行わなかったため、結果として、使用許可申請及び使用許可がない日に使用させ、減免申請及び減免決定がないまま減免したこととなっていた。</p>
<p>[意見]</p> <p>なし</p>

以上